

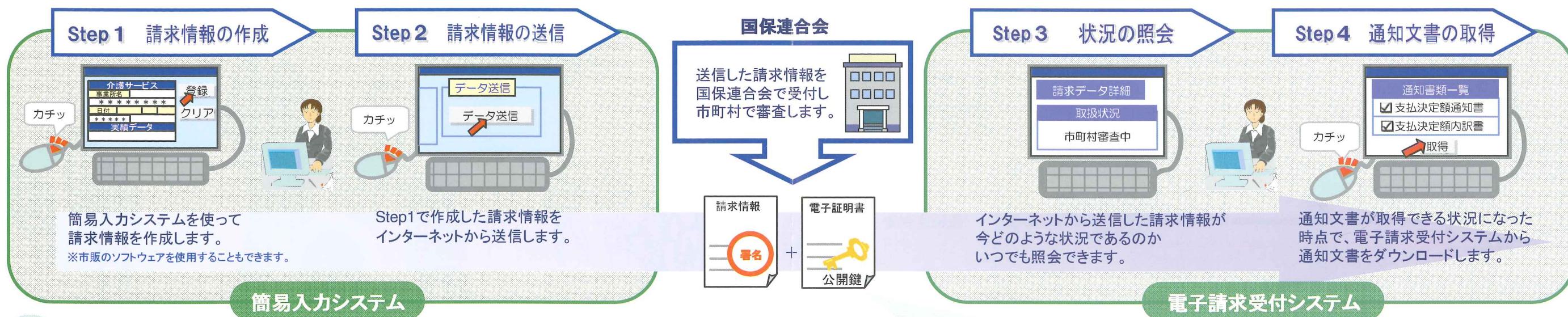
# 平成19年10月より、障害福祉サービス費等の請求がインターネット請求に変わります！

障害者自立支援法では、市町村は、障害福祉サービス費等の支払いについて、都道府県国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託することができることとなり、このことに伴い、平成19年10月から請求方法等が変わります。  
(市町村が国保連合会に委託しない場合は、従来どおりの請求方法となります。)

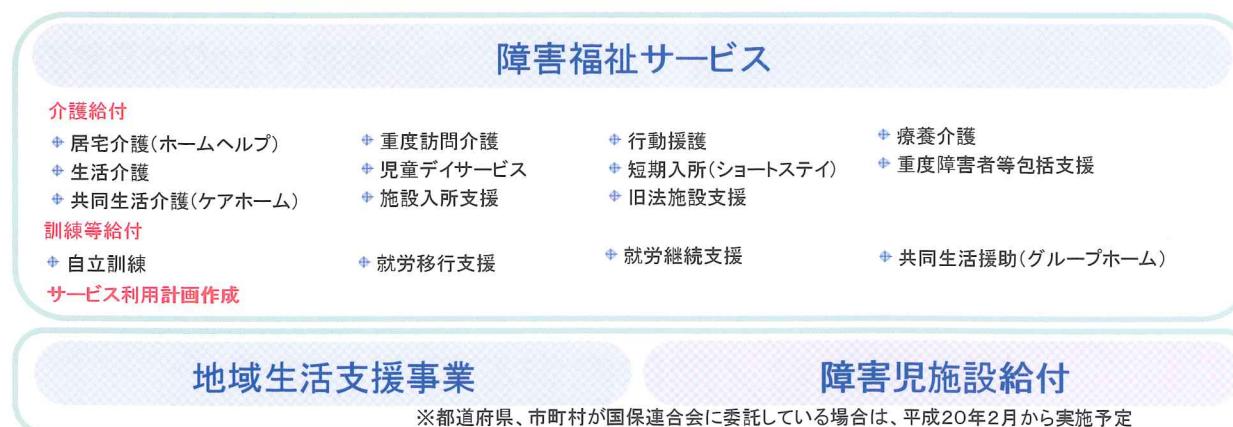
## 請求のしくみが次のように変わります

- 平成19年9月まで  
↓  
平成19年10月以降
- 請求省令様式(紙)又は市町村が認めた磁気ディスク等により、各市町村へ提出
- 請求情報(データ)を電子証明書により電子署名し、インターネットを経由して、事業所が所在する国保連合会へ送信
- ・請求情報(データ)の作成及び送信は、簡易入力システムを使用します。
  - ・簡易入力システムとは、事業所のパソコンにて請求情報(データ)の作成及び送信を行うソフトウェアで、電子請求受付システムよりダウンロードして使用します。
- ※請求情報の作成は市販のソフトウェアを使用することもできます。

## 請求から支払までの流れ



## 請求できるサービスの種類



## インターネット請求のメリット

- ①受付期間中は24時間請求できます**  
インターネット請求では請求の受付期間中であれば土日・祝日問わず24時間請求することができます。
- ②請求先が一本化されます**  
これまでのように、受給者の所在する市町村それぞれに請求する手間が省けます。
- ③請求情報の事前チェックができます**  
電子請求受付システムで提供している「簡易入力システム」を利用することで、請求前に請求情報の記載不備などの簡単なチェックが行え、修正してから請求することができます。
- ④通信の安全性が確保されます**  
セキュリティを確保したネットワーク回線を使用する為、安全に請求することができます。



## 電子証明書ってなに？

インターネットから送信された請求情報が間違いなく事業所からのものであることを確認する、印鑑証明のようなものです。この電子証明書を利用することにより、第三者が事業所になりますて請求することを防止します。なお、事業所においては、電子証明書の利用に当たり、発行手数料がかかります。

